

令和4年度 第5回柳井市上下水道事業経営審議会

- 日 時 令和4年11月14日（月曜日） 午後2時～午後4時05分
- 場 所 柳井市役所3階大会議室
- 出席者 齊藤由里恵委員（会長）、西川義彦委員（副会長）、大藪正則委員、川崎菊江委員、河内俊二委員、佐郷百恵委員、加川和弘委員、海田貴裕委員
福永恵美子委員、中重聡美委員
- （事務局） 重村上下水道部長
水道課 齊郷課長、高石補佐、岡本主査、藤山主査
下水道課 酒井課長、秋元補佐、糸浴補佐、安達主査、河野主査、中川職員

○会議次第

- 1) 開会
- 2) 議題（1）水道事業について
 - ・水道料金体系の検討について（2）下水道事業について
 - ・使用料対象経費の算定について
 - ・使用料体系の検討について
- 3) 閉会

○議事録

1) 開会

事務局： 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第5回柳井市上下水道事業経営審議会を開催いたします。本日も新型コロナウイルスの感染対策のため、換気をしながらとなりますのでよろしくお願いいたします。また発言はマイクを使っての発言をよろしくお願いできたらと思います。

それでは、まず初めに、本日の資料の確認をいたします。机の上に配付しております本日の審議会次第、座席表、水道事業の財政計画、下水道事業の財政計画です。お揃いでしょうか。はい。それから、本日は前回の第4回目にお配りした資料により説明してまいります。今日お持ちいただいておりますでしょうか。もしなければ予備がありますので、おっしゃっていただければと思います。なお、本日の審議会も公開となっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、定足数についてご報告いたします。柳井市上下水道事業経営審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会は委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全員出席されておりますので、10名中10名の出席で、定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、早速議題に入っていただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2) 議題

会 長： 皆様こんにちは。今回は、水道料金・下水道使用料について、料金算定の仕組みの考え方というようなところもご講演いただきました。本日はその流れも汲みながら、第5回目の上下水道事業の料金・使用料体系や経費の考え方等についての議論をしていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、2 議題、(1) 水道事業について、始めてまいりますので事務局よりよろしくお願いいたします。

事務局：〔別紙資料にて説明〕

会 長： はい。ありがとうございます。ただ今、個別原価の検討ということで、基本料金、従量料金それぞれの考え方、料金の設定の方法というところと、また 19 ページでは、料金改定に当たってどういったパターンが望ましいかというようなところで、パターン 1 としては超過料金を値上げするようなパターン、パターン 2 としては緩和料金の部分を値上げするというパターン、そしてパターン 3 として緩和料金、超過料金の両方を値上げするというようなパターンというのを出していただきました。このうち、緩和料金を値上げするパターン 2 が、どの利用者にとっても同じように値上げとなるということも含めて、負担の公平性という観点から、ここが望ましいのではないかといったご説明をいただいたかと思えます。

委員の皆様には、本日もご説明いただいたところでも結構ですし、これまでのところでも結構ですが、本日も、ご説明いただいたところでは、それぞれ口径別の基本料金の設定ですとか、従量料金にかかわるところ、また、この料金改定のパターンに関してのご意見等を頂戴できればと思いますので、ご意見ご質問等よろしくお願いいたします。どなたからでも結構でございますので、ご意見ご質問いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

11 ページに現行の体系がまとまっているかと思いますが、それぞれ影響をご説明いただいたところでいいますと、基本料金それぞれの口径別に対して基本料金を設定しているわけですが、設定方法について、そして従量料金のところの緩和料金、超過料金についてご説明いただいて、料金改定案としましては、この従量料金の緩和料金のところの値上げというところが、今回は適切なんじゃないか、望ましいのではないかとのご説明をいただいたかと思えます。

まず一つ目としましては、12 ページのところでご説明いただいたように、基本料金と従量料金、本来であれば固定費を基本料金に当てて変動費というものは従量料金に当てるというところが求められるわけですが、固定費を全て基本料金に当ててしまうと、かなり基本料金のウエイトが大きくなってしまいうという現状から考えましても、かなり多くの方に影響があるというようなところがございます。そのため、これまででもですが、固定費に対する考え方を基本、固定費の中でも負荷率というものを用いて、余剰というような部分に当たるものを固定費にして、その他を変動費で徴収するというのはいかが

ですかというところに、これまでも柳井市では固定費と変動費の割合は、それぞれ負荷率を用いながら基本料金と従量料金を算出してきているといったところですが、ここに関しては委員の皆様も特にご意見とか変更が必要だとかいったところはないでしょうか。

委員： 《異議なし》

会長： そうすると、基本料金、従量料金の割合とか考え方については、これまでの料金体系を踏襲するというところが、総意として皆様から得られたと思います。二つ目というところで、口径別にそれぞれ基本料金を設定しているわけですが、今回は基本料金の部分というものは触らないという提案が出されたかと思います。その上で、今回の料金改定では19ページにあるようにパターン2というところで、従量料金のうちの緩和料金の部分ですので、10 m³までのところについて料金改定を行っていくという案を出されましたが、そのパターン2を採用することについてはいかがでしょうか。

パターン1、パターン3、若しくは基本料金のところであるところもあるかもしれませんが、それぞれのパターンを考えていくなかで、パターン2という提案がありました。そちらの方はいかがでしょうか。

委員： 前回の料金改定ときには用途別から口径別に変えられたということで、それと基本水量制を廃止したということから、10 m³までの間の料金緩和を行われたと思います。

今回の料金改定については、超過料金、緩和料金あるのですが、やはり前回のときの料金改定の緩和という考え方が、その部分は基本水量制をやめるのだから、緩和して少し安い水道料金にしようという、当面、暫定措置のようなところがあったと思いますので、今回の料金改定というのはこの緩和料金のところをさわって料金改定していこうという考え方自体は、今までの料金の見直しの考え方を踏襲しているかなというところはあるんですが、ただ、どうしても緩和料金のところを上げると使用量の少ない方への負担が金額的にはみんな一緒かも分かりませんが、負担増ということになると、例えば10 m³しか使わない方は20%ぐらいの値上げになるというところを上手に説明していかなくちゃいけないのかなと思います。

会長： そのあたりは事務局の方ではいかがでしょうか。

事務局： 確かに、少量使用者にとりましては、率でいけばちょっと負担が多くなってしまいうような現状がございますけれども、全体で見て一律に皆様から一定程度のご負担をいただく、という考え方から、今回この提案をさせていただきました。

また、この案で決まりましたら、内容につきまして、算定の考え方も含めて市民の皆様にもきちんと説明していく必要があるかと思っておりますので、そのあたりは事務局の方でもしっかり対応していきたいと考えております。

会 長： ありがとうございます。よろしかったでしょうか。その他、皆様の方からはいかがでしょうか。

委 員： 私も同じ思いで、口径別の基本料金の設定が 16 ページにあったかと思うんですけど、ひと月当たりの基本料金を算出すると 641 円なのに、1100 円となって、その分、従量料金制で皆から徴収するという話だったと思うのですけども、やはり、使用量が少ない方がそうしたせいで負担も大きくなっているのかなと思うので、丁寧な説明が必要かなと思いました。実質 641 円しかかからないのになぜ 1100 円取られているのかと見えてしまうと思いました。

会 長： 他に委員の皆様からはいかがでしょうか。

委 員： 具体的な数字を 1 家庭あたり、大体どれぐらい使っているかっていうのが見えたら、もう少し数字的に分かりやすいのかなと思うんですけど。全体を見れば、その改定率で全体の数字は分かるんですけど、大体、平均的な一般家庭でどれぐらい値上げがされるのかなというところが、もう少し分かったら理解がしやすいかなと思います。

会 長： ありがとうございます。事務局の方から追加資料で 3 ページに載せていただいていると思うので少し追加で説明いただけますか。

事務局： それでは、今日お配りしました資料の 3 ページを見ていただけたらと思います。先ほども説明しましたがけれども、平均値でありますと 1 ヶ月あたり 14 m³という水道料金のところ。上の表の右から 3 列目ですけども、そこでの現行の料金体系でいきますと 3121 円というところが、今回のパターン 2 でいきますと 3506 円となります。ということで、差額は 385 円の値上げになっています。

会 長： ありがとうございます。これ 1 ヶ月ですよ。なので、家庭は 2 ヶ月に一度、ということは、800 円弱ぐらいの値上げになるというような感じ。請求されたときにはそのぐらいの感じでということです。他に委員の皆様からはいかがでしょうか。

委 員： 料金と全く関係ないところでちょっと聞いてもいいですか。今日いただいた資料の 1 ページで、結局、今回見直せば、一応黒字でいけるというご説明だったかなと思っていて、そうしたときに、純損益を見たときにやはり他会計補助金が大きく変わっているのですが。すみません、以前も聞いたかもしれないんですけども、令和 5 年 6 年が 2 億程度に対して、収入が令和 7 年 8 年は 1 億 6500 万くらいになっているかな。この額が大きいので、結構影響があるかなと思ったときに、これって何でしたかねというのを質問させていただけたらなど。

事務局： はい。他会計補助金につきましては、国の基準に基づきます一般会計からの繰入金。それから、基準外で一般会計から入ってまいります補助金分につきまして計上しております。それぞれ計算式等、国の基準に対しましては、計算式がございまして、そちらに基づいて計算した結果が、このようになっているということでございます。

基本的には2年前の数字を参考に計算することとなっております、それが影響して金額が変わってくるというところでございます。

委員： ありがとうございます。ちょっと他のところが2億ぐらいあるのに、ちょっと令和7年8年だけちょっと下がっているように見えたので、わかりました。一応基準通りに計算したらこうなるということで理解しました。

会長： 令和7年8年は基準外のところが減っているっていいですか。そうとも限らないですか。

事務局： 令和7年8年は国の高料金の対策でいただけるものが減るということで、基準内の繰入金が下がるということです。

会長： 分かりました。それは高料金の補助金はもう決まったんですか。今までと変わるということは、これ変わらない。変わるんですよね。今の説明だと。

事務局： 数字が計算式上で変わるので、その見込みが、資本費の算出をしたりだとかややこしい数式がありまして、それである程度見立てが立っていくのです。けれど、その結果、今手元に10年分ぐらいあるのですが、そこにちょうど下り坂があって、落ちる期間が2〜3年ある。その影響が大きいと思われまます。

会長： その他はいかがでしょう。

委員： 説明があったかと思うんですけど、確認ですが、20ページに近隣の地区との料金改定後の比較があると思うんですけど、周防大島町とか平生町、田布施町に比べて、柳井の方の料金っていうのがずっと水量が少ないときはそうでもないんですけど、多くなってくるとだんだん高くなるということですよ、この表でいくと。そういうことであれば近隣の市町というのは、それだけ補助を出して料金を低くしているのか。また別の方法で何か料金を柳井市よりもちょっと少なくしている方法があるのかどうかを聞きたいなと思います。

事務局： はい。詳しいことは分かりませんが、例えば、周防大島町でありましたら、一般会計からの繰り入れというのが随分と入っているのだろうと思います。一つは周防大島町は元々水源が厳しかったということもありまして、ほとんど100%に近い水道の普

及率が97%ぐらいの普及率がございます。

一方の柳井市では75%ぐらいしか普及率がありませんので、その分、水道料金の抑制ということから一般会計の方からの繰り入れが要因として大きいのだろうと考えています。以上です。

会 長： 他はいかがでしょうか。

委 員： すいません。素朴な疑問なのかもしれませんが、15 ページに、個別原価の検討と書いてあるのですが、水利の計算上、口径を20mm とすることが適切と書いてあるのですが、13口径が一番多いというのは水量の力とかそういうの関係しているのでしょうか。

事務局： はい。通常の一般家庭では13mmが一番多いのですが、最近は一般家庭でもたくさん水洗化がされたりとかして、たくさん水が使われています。それで例えば蛇口の数が10個とか11個とかありますと、13mmではちょっと水量不足ということもありますので、基本的には一般家庭の一戸建てでありましたら、20mmのメーター器を推奨しているんですけども、そうなりますと、メーターの加入負担金であるとか、そういったところでまた費用が発生しますので、一概には言えないところで、その前後で管を大きくしたりということはございますけども、基本的には、一般家庭では主に20mmと13mmということが大部分となります。

会 長： 他には委員の皆様からいかがでしょうか。

そうしますと、事務局の方からご提案いただいた基本料金+従量料金、そして何を基本料金にするか従量料金にするかといったところは12ページにあるように、基本料金については固定費に対して負荷率を考慮した形で固定費を定めてそれを基本料金部分とする。その他を変動料金として従量料金とするというところで、ご納得いただけたかなと思います。

また、基本料金につきましては口径別の基本料金を採用していき、口径別の基本料金は購入単価や取替単価などを加味した形で、また設置個数を含めて、それぞれの比率から算出をしていくといったところで、現行の基本料金と料金改定を考える上でも、基本料金に関しては現行のままいくというところは、ご理解いただけたかなと思います。

そして料金改定に関しては、事務局が示してくださっているようにパターン2というところで、今回は緩和料金部分の値上げをするという形で料金改定を行っていく。この緩和料金に関しましては、パターンが19ページにも示されていますように、利用者の負担の公平性というところからそれぞれの利用者に対して公平的に料金改定が行われるということと、前回の料金改定のことを考えると特に前回は基本料金、基本水量制というものもなくしたということもあり、その部分に関してはかなり緩和をされていたというところがございますので、その料金を値上げするというところは一つ妥当だろうと

いうところであったかと思います。

しかしながら、やはり小口の利用者の負担は、今までの料金からいくとその割合というのは若干高くなるということもあるので、そこは丁寧な説明というものが必要だろうというところだったと思います。料金改定を行う上では、水道利用者に対して丁寧な説明をしていただきたいというところが委員の意見としては出たかなと思いますので、事務局の方でもご検討をして料金改定に当たっては、丁寧な説明というところを十分に行っていただきたいと思います。

それでは、パターン2を採用するというところで、委員の皆様はよろしかったでしょうか。

委員： 《異議なし》

会長： それでは委員の総意としましても、パターン2という形で事務局が提出していただいた案を料金改定に関しては採用したいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは水道事業(1)の水道事業については以上とさせていただきます。

冒頭に部長よりお話がございましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、換気も含めて休憩をとりたいと思いますので、あの前にある時計で15時を再開の目途とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

会長： それでは、会議を再開させていただきます。

続きまして議題2(2)下水道事業について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： [別紙資料にて説明]

会長： ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問等ありましたらお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

委員： 広報に下水道の件数が出ていたのですが、丁度、半分くらいが井戸と合併槽ということですか。

会長： 柳井市の11月の広報、9月の決算審査を経ての広報なのかなと思います。

事務局： お答えいたします。今回、決算の方で広報にお出しさせていただいている分の、世帯の話でよろしいでしょうか。

こちらについては公共下水道事業特別会計という形で、公共下水道と農業集落排水事業でご契約いただいている戸数についての3年度末の決算の状況と4年度の上半期末、9月の末時点の件数の状況を示させていただいております。浄化槽については、今回の審議の対象とは異なるところになりますが、決算の数値としてお示ししているわけで

はございません。以上でございます。

会 長： 他に何かございますでしょうか。

ちなみに今回料金体系改定のパターン4つを出していただきましたが、事務局の推奨というか、何かパターンはありますか。

事務局： 今説明させていただきまして、パターン①の料金体系が一番望ましいのではないかと考えております。基本水量を6 m³としまして、10 m³までを緩和として考え、11 m³から20 m³まで、21 m³以上、3段階で超過料金を設定させていただけたらと考えております。6 m³の理由としては、中央値で12 m³の使用量ということで、平均世帯人数で割ると1人当たり月6 m³が、柳井市としては、基本水量とするのが妥当ではないかと考えたところでございます。

会 長： ありがとうございます。委員の皆様からはいかがでしょうか。

委 員： すみません。ちょうど私の家が高台なので合併槽なのですが、合併槽の方と井戸の利用の方ってどれくらいありますか。

事務局： お答えいたします。17ページに資料をつけさせていただいておりますが、左側の円グラフの囲みの方見ていただければと思います。

水道利用が全体の92%で、その下の星印の農業集落排水を含めた利用数が全体の85%ということで、括弧書きで書いてあるかと思うのですが、その差が井戸、もしくは井戸と水道を併用されている方と認識しております。

これが年間の件数になりますので、だいたいの接続件数でいうと1000件ぐらいの方が井戸もしくは井戸なし水道でのご利用という形になります。浄化槽につきましては柳井市全体の約30%程度の方が浄化槽をご利用いただいている形になりまして、同じ割合でいきますと公共下水道をご利用いただいている方が32%、農業集落排水をご利用いただいている方が12%、今ご議論いただいているのは、公共下水道と農業集落排水になりまして、だいたい45%ぐらいの方がご利用されております。以上でございます。

会 長： その他委員の皆様からはいかがでしょうか。

最後にまとめてもいただきましたが27ページの協議事項の5番、6番で、基本水量の範囲というところでは、固定費と変動費というところで固定費に対応するものが、基本使用量と基本使用料となるというところで、その割合を、ここも先ほどの水道事業と同様ですが、固定費をそのまま適用してしまうと基本使用料が膨大なものになってしまうというところがあるので、そこも施設利用率を用いて検討するというところで、割合としては固定費を4、変動費を6という形で設定をすると、そういったところでこちらに関しては委員の皆様にもご理解ご納得いただけるところでしょうか。

委員： 《異議なし》

会長： ありがとうございます。

それに併せて、基本使用料と従量使用料について使用料改定を考えていくわけですが、一つここで下水道の特徴としては、基本使用料部分に今まで10 m³の基本水量というところが含まれていたものを今回、事務局案としては、基本水量を6 m³にするというようなことと、8 m³と、基本そのまま設定をするものとしてパターンは4つ出していただいたかと思います。委員の皆様にもまずご検討いただきたいのは、この基本水量をどうしていくかということ。前回の講演の中でも基本水量というものが全国的に見ても減ってきているようで、合理的な基本水量を設定しておくということに対しては、特段何か理由があるわけではないということもあります。全国的にも基本水量は無くしていくような動きにあるといったところで、ただ、基本水量を全て無くしてしまうということをするとは激変緩和、激変とまでいくかは分かりませんが、ただかなり、ご家庭によっては大きく使用料も変化するというところもあるので、そこは各事業体に応じて段階的に無くしていく傾向が見られるということも教えていただいたかと思います。

そこで、基本水量に関しては、やはり全国的な流れに沿うわけではありませんが、そこに設定をしておくということに大きな理由も見られないということもありますので、これをある程度正常な形に使用料体系を直していくということが必要だろうということで、基本水量を無くしていくような方向性ということは一つ望ましいのかなと私自身も感じておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

委員： 19ページに県内の状況、今の基本水量、周南市が基本水量制をしていないということですが、他の市は皆まだ10 m³で続けてらっしゃいます。

今回、柳井市は基本水量を少し下げて、将来的には周南市の方向性を目指すのかなというところはあるんですが、県内の他の市の状況というのは、基本水量制を減らすなり、無くす方向で動いていらっしゃるのでしょうか。

事務局： 県内他市の状況としましては下水道について、基本水量を無くするというようなお話は今のところ聞いておりません。

委員： 今回10 m³から6 m³に下げるといって、先ほど何か1人当たりの平均値は6 m³ということだったんですけど、一世帯みんな1人じゃないので、ちょっと合理的な説明ではないかなという気はするんですが。その10 m³を6 m³に変更する理由。事務局でおっしゃられたように、基本的にゼロを目指して行って、だんだん段階的に落とすっていう方向性ではないと言われたので、基本水量制は下水道の場合は残すというご回答でしたので、なぜここで、10を6にするかというのがちょっとまだ分からない。

事務局： 下水道につきましては、水道利用者のみではなくて、井戸の利用者がおられるということで、基本水量制を無くすということについては難しいのではないかなと考えているところです。仮にほとんどの住民の方、全員が下水道をご利用されておられて、井戸水使用の方も下水道課で、全部数量メーターを取り付けているということになれば、基本水量をなくしても良い場面も出てくるかなとは考えておりますが、今のところの普及率等を考えますと、井戸の方も先ほど申し上げましたように、1000件以上ございますので、基本水量を考えない下水道使用料というのはちょっと考えにくいかなと考えております。

6 m³につきましては、現在の使用料体系で井戸水をご利用の方につきましては、1人あたり月6 m³のご使用をしておられるという認定をさせていただいております。井戸水利用と水道利用の方の公平性等々を考えますと、これになるべく近い数字の方がいいのではないかなと考えてございます。この度、下水道の使用水量につきまして、一戸あたりの中央値を調べたところ、12 m³のご利用というのが中央値で出てまいっております。平均値でいくと16 m³になるのですが、これが一世帯当たり、1.97人という世帯人数でございまして、これで割っていくと1人当たりの下水道の使用水量が中央値で6 m³、平均値で8 m³という数値が出てまいります。一世帯当たり6 m³ではなくて、1人当たり6 m³で計算させていただいているところでございます。6 m³というのはそういったところから導き出した数値ということでご理解いただけたらと思っております。以上です。

会 長： よろしかったでしょうか。その他皆様の方からはいかがでしょうか。

柳井市の現状の下水道使用料体系においても、この基本水量というのは特に何か理由があるというよりは、多分、もともと上水の料金体系を下水に適用していった結果、残ったみたいな感じが歴史的な経緯としてはそういう認識でよかったですでしょうか。

事務局： おっしゃるとおりでございます。水道の方が用途別のときに10 m³まで同じ基本料金を採用していたという経緯から、下水道の方についてもその当時他の県内の他の団体との使用料体系も参考に10 m³を採用したと聞いております。

会 長： ありがとうございます。

山口県内は、周南市以外は基本水量制が残っていますが、多分これ全国的に見ると結構特異な状況なのかなというところもありまして、前回の講演の中でありましたが、水道料金の基本水量に関しては、コレラとかチフスとかが流行った時代に基本水量を設けておくことで、料金に関係なく手洗いなどできるんだよというようなこともあって始まったところが、ずっと長年残ってきたという歴史的な経緯があるというところで、お話いただいたかと思えます。それが下水道を始めるに当たって、各事業体が水道料金の体系も参考にしながら決めていったため、他の団体においても基本水量は残しているというのは、そのような決め方をされてきたのかなということもございまして。また、柳井市においては水道料金の体系を踏襲しながら下水道使用料を決めていったところが流れとしてはあるのかなといったところです。ただ、現在、使用料体系の適正化を考える

と基本水量制は、合理的な理由は見つけれられないのかなというところで、全国的にもこれを廃止するところも増えていっています。全国的には今下水道使用料の改定とか、多くのところでやっているような状況ですが、山口県はやられていないのか、これから始まるのか、少しタイミングが違うのかもしれませんが、これだけ残っているのは結構特異かなといったところです。

柳井市においては、この基本水量制を無くしていくというような方向はあるけれども、やはり井戸を使っていて下水道を使用している方に対して、そこを考えると、この基本水量制が今無くせないんじゃないかなと事務局は考えているというご説明があったかと思えます。

ただ、それぞれ下水道に対してメーターをつけるというような措置を講じることができれば、その辺の条件も変わってきますので、必ずしも無くせないというようなことでもないのかもしれませんが、またちょっと考え方をえたりすると、ここも無くしていく、ゼロにしていく方向もあるのかもしれませんが、現状を考える上では、大きな変化は少し避けるべきではないかということもあり、また、6 m³が井戸の認定水量というところもありますし、また1ヶ月の中央値の12 m³、そして一世帯当たりの人数というのが約2人で、1人あたり中央値でいうと6 m³も数字として挙がっているのです、6 m³で基本水量を考えると、特に、小口の使用者にとっての大きな変化はなくやっていけるんじゃないかなということで、ご提案が出されたかと思えます。

ですので、この基本水量をどのようにしていくのかということですか、またパターン1からパターン4の使用料体系というところをどのようにしていくかについて委員の皆様からご意見を頂戴したいと思いますのですがその他いかがでしょうか。

委員： 特段意見はないんですが、説明を聞いていて、パターン1の体系っていうのは、納得がいくんじゃないかなっていうふうに感じてます。ですから、個人的にはパターン1で進めていけばいいんじゃないかなと思います。以上です。

会長： ありがとうございます。パターン1以外のところで、何かご意見とかある方いらっしゃいますか。

そうしましたら、基本水量を6 m³に変えていくということと、使用料体系についてもパターン1で、従量使用料の改定も含めてこの形を一つ念頭に置いていくということで委員の皆様、ご理解いただけるということでよろしかったでしょうか。

委員： <異議なし>

会長： ありがとうございます。そうしましたら、排水量の区分というところ、使用料体系というところにつきましては、このパターン1を念頭に置いてやっていくということをお願いしたいと思います。

その他、今回の審議会の中で何か決定をしておかないといけないことって何かありま

したか。

事務局： 補足になるんですけども、第6回のところで、算定要領案の議論を再度詰めさせていただければと思っております。今回の審議会の議論の経過を踏まえて、事務局の方から新しい算定要領案というものにつきまして、第3回でお示した内容から、前回講演をいただいた先生の助言も加味した上で、新旧対照表をつけてご説明させていただいて、内容について、ご議論いただければと思っております。

その内容にも基づきまして、今回の使用料体系の案を答申としていければと思っておりますし、次回以降、3年後4年後のこの経営審議会のときに下水道使用料の体系、使用料の計算方法については、この算定要領案に基づいて、やっていければと思っておりますので、また、第6回でもご審議いただければと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。審議会としては第7回目が答申を行って終了というか、閉じるということでよろしかったですね。

事務局： はい。

会 長： ということは第7回ときは多分あまり修正とかもなく、一応委員の皆様を確認をさせていただいて、その時に答申するみたいな感じですか流れとしては。

事務局： 第6回の議論の結果次第になろうかと存じます。

会 長： できれば第7回ときには皆様にご確認をいただくくらいのスケジュールで進められたらいいのですかね。

事務局： 第6回ときに事務局案を出させていただくことは想定しておりまして、その後、第7回にお集まりいただいてご確認の方に移るのがいいのか、それまでに事務局にお示しいただいて、会長副会長をはじめとした委員の方で取りまとめた結果を第7回で、市長の方に答申していただくのがいいのか、進め方についてはお任せする形になろうかと思うんですが、事務局としては第6回で案を出させていただく方向で準備していきたいと思っております。

会 長： ですので、答申の案に関しましても第6回の審議会の前には一度委員の皆様にもお渡しして、第6回ときにいろいろまた意見をいただくという形になろうかと思えます。答申書ですが、もちろんある程度、硬く書かなきゃいけない文書もありますけれども、ただ、やはりそれぞれ答申書を私たちの思いというのでも込められるものですから、どういうところに配慮していく必要があるのか、また、公営企業として経営をしていく上でどういったところに注視をしていくべきなのかというようなことも含めて、それぞれの

お立場から皆様のご意見を頂戴できればなというふうに思っています。

それが文言として載せるということもありますし、または行間に思いを込めるというようなことでもあります。事務局としては分からないですが、私としては、ここでいろいろ議論させていただきましたのでその思いをたっぷり込められたらいいのかなあと思っていますので、様々な立場から、ご意見を頂戴できればと思います。

ただ、スケジュールの関係もありますので、できれば第7回のときには、もう答申書の(案)は取れた状態で最終確認をするぐらいの形で、てにをはの間違いないかぐらいのチェックだけにした方がいいかなと思っておりますので、第6回目でたくさんのご意見をいただきたいと思っています。皆様もいろいろなお立場からご参加いただいていますので、個人的なご意見でも結構ですし、またいろいろその他のところで、お気づきになるようなところを含めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。他は何か質問等ございますでしょうか。

そうしましたら今まで全体を通して、事務局からの説明に対しまして皆様から何かございましたらここでご意見を頂戴したいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員： 《特になし》

会長： そうしましたら、本日の内容でお気づきの点、その他ありましたらまた事務局の方に
お伝えいただければと思いますし、また第6回の会議前には事務局から答申(案)も出てくるかと思っておりますので、ぜひ柳井市の水道、下水道ともに、料金・使用料改定というところで、必ずしも明るいところばかりじゃないわけですが、ただやっぱりここで改定をしていき、健全な経営と、健全な施設を保有していくってということが、未来に対して
すごく寄与するもので、明るいものだよというところも少しメッセージとしては加えて
いきたいなというふうには思っております。ぜひ皆様からのご意見を第6回でいただければ
と思いますのでよろしくお願いします。

それでは本日本日予定されていた議事は以上でございますので会議の進行を事務局にお返しをさせていただきます。

3) 閉会

事務局： 会長には議事進行ありがとうございました。また委員の皆様には大変お疲れさまでした。先ほど、会長がおっしゃられたように、次回はいよいよ、諮問に対する答申の取りまとめになってこようかと思っております。皆様のご意見、ご感想といたしますか、しっかり取り入れて作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次回の開催でございますが、12月5日月曜日の14時からを予定しております。ぜひとも皆様ご出席の方、お願いをできたらと思います。開催場所が本日と同じ3階大会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和4年度第5回柳井市上下水道事業経営審議会を終了させていただきます。お帰りの際は交通安全等にお気をつけてお帰りください。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時5分終了